

都島区小学校選択制 よくあるご質問

<制度について>

1	質問	学校選択制の導入により、1クラスの人数がこれまでより増えることはあるのか。
	回答	学校選択制を導入しても、基本的に小学校1年生は1クラス35名を超えることはありません。
2	質問	通学区域外の学校を選択する場合、通学路の安全確保についてはどうなるのか。
	回答	登校下校の安全確保は保護者の責任です。通学距離等、通学の負担や安全を考慮し、学校選択の希望申請をお願いします。
3	質問	双子で通学区域外の学校を希望しているが、同じ学校への就学は可能か。
	回答	同じ小学校への入学を希望される場合は、「学校選択制希望調査票」の「◆確認事項」の「・新1年生 同士(双子等)で同一の学校に就学を希望される場合は、その方の氏名をご記入ください。」の「・」に○をつけ、「双子等の氏名」をご記入ください。公開抽選時において一組の取扱いとなります。
4	質問	学校選択制により通学区域外の小学校へ就学した場合、その弟妹は同じ小学校へ通学することは可能か。学校選択制にきょうだい優先はあるのか。
	回答	都島区の学校選択制では、きょうだい優先は実施していません。弟妹が兄姉と同じ小学校へ入学を希望する場合は、学校選択制により、希望する小学校を選択してください。希望者が多数の場合は、抽選になります。 なお、きょうだいで異なる学校に通学する場合、学校行事が重なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
5	質問	通学区域外の小学校を選択した場合、中学校進学時の指定中学校は、通学している小学校の接続中学校が指定されるのか、住所地の中学校が指定されるのか。
	回答	通学区域(住所地)の中学校が指定されます。通学区域外の中学校へ進学を希望する場合は、学校選択制により、希望する中学校を選択してください。希望者が多数の場合は、抽選になります。

「学校選択制の制度に関すること」については、保健福祉課(こども教育)へお問い合わせください。

☎ 都島区役所2階23番窓口 ☎ 06-6882-9944 FAX 06-6352-4584



<学校選択制希望調査票について>

6	質問	住所地の学校を希望している。「学校選択制希望調査票」を提出する必要があるのか。
	回答	「学校選択制希望調査票」は、必ずご提出ください。
7	質問	第2希望校まで必ず選択しないといけないのか。
	回答	第2希望校がない場合は記載の必要はありません。
8	質問	国立・私立小学校を受験するが、「学校選択制希望調査票」を提出しないといけないのか。
	回答	国立・私立小学校を受験する方についても、ご提出いただく必要があります。結果によって、本市の学校選択制を利用する際には、希望調査票の学校選択制希望欄に希望する学校名を記載する必要があります。なお、記載がない場合につきましては、通学区域(住所地)の学校が希望選択校として指定されることになりますのでご注意ください。
9	質問	施設一体型小中一貫校を希望している。どのようにすればよいか。
	回答	「学校選択制希望調査票」の 第1希望校学校名欄 に記入し、都島区役所窓口サービス課(住民情報)へご提出ください。 第2希望校での受付はできません。 ご提出いただいた「学校選択制希望調査票」は、小中一貫校のある区へ送付します。 小中一貫校に決定した場合、小中一貫校のある区より就学通知が届きます。
10	質問	「学校選択制希望調査票」の提出期限を過ぎてしまったらどうなるのか。
	回答	通学区域(住所地)の学校を選択したものとみなします。その他の学校を希望される場合は、希望変更受付期間(11月15日～21日)内に都島区役所窓口サービス課(住民情報)で希望変更の手続きをしてください。
11	質問	「学校選択制希望調査票」を出さなかった場合はどうなるのか。
	回答	通学区域(住所地)の学校を選択したものとみなします。

<希望変更、公開抽選、小学校受験等について>

12	質問	希望変更はどのような項目を変更できるのか。
	回答	11月中旬に送付する「第1回希望調査結果通知」に記載された学校を変更できます。
13	質問	公開抽選の結果は、どのように知らされるのか。
	回答	都島区のホームページに「学校選択制希望調査票」に記されている「管理番号」で抽選の当落を発表します。
14	質問	第1希望の小学校の就学通知が届いたが、通学区域の学校へ変更することは可能か。
	回答	就学通知発送後、特段の理由なく、就学通知の指定校の変更はできません。ご本人も含めご家族でよく相談し、学校を選択してください。
15	質問	私立小学校の合格発表の関係で、辞退が2月7日以降になってしまう可能性があるが、どうすればよいか。
	回答	国立・私立の小学校へ就学される方は、「指定学校外就学届」を必ず提出する必要があります。 2月7日の期限後でも、すみやかに都島区役所窓口サービス課(住民情報)で手続きをしてください。

「学校選択制の手続(希望調査票等)に関すること」については、窓口サービス課(住民情報)へお問い合わせください。

☎ 都島区役所 1階1番窓口 ☎06-6882-9963 FAX 06-6352-4558

<転居に伴う手続きについて>

16	質問	3月までに区外へ転出する場合はどうなるのか。
	回答	都島区での手続きは必要ありません。 新しい住所地の就学担当にご相談のうえ、お手続きください。
17	質問	区内転居する場合はどうなるのか。
	回答	転居により通学区域の学校が変更になります。 ・ 11月21日までに 区内転居手続きをされる方は、学校選択制による「希望変更」により希望校を変更できますので、都島区役所窓口サービス課(住民情報)で学校選択制の「希望変更」の手続きを行ってください。 ・ 11月22日以降 に区内転居手続きをされる方は、都島区役所窓口サービス課(住民情報)へご相談ください。
18	質問	小学校1年生の学年途中で区内転居を予定している。学校はどうなるのか。
	回答	学校選択制による学校選択は入学時の1回のみですので、転居後の通学区域の学校が指定校になります。 理由によって、指定校を変更できる場合がありますので、都島区役所窓口サービス課(住民情報)へご相談ください。

「転居に伴う手続き」については、窓口サービス課(住民情報)へお問い合わせください。

☎ 都島区役所1階1番窓口 ☎06-6882-9963 FAX06-6352-4558

<特別支援学級等の進学について>

19	質問	通学区域の学校の特別支援学級へ就学を希望している。どのようにすればよいか。
	回答	障がいのあるお子さんの就学に関する相談や、情報の提供については、通学区域の小学校で行っておりますので、 すみやかに(できるだけ10月31日までに) 通学区域の小学校へご連絡・ご相談ください。 「学校選択制希望調査票」につきましては、「◆学校選択制希望」の「1」の番号に○をつけ、「◆確認事項」の特別支援学級の該当項目に○をつけてください。
20	質問	特別支援学級ではなく、通常学級へ就学を希望をしているが、学校生活に不安がある場合はどのようにすればよいか。
	回答	通常学級に通われる場合でも、学校生活において配慮が必要な点などご相談いただくことが可能です。 すみやかに(できるだけ10月31日までに) 通学区域の小学校へご連絡・ご相談ください。
21	質問	通学区域外の学校の特別支援学級へ就学を希望している。どのようにすればよいか。
	回答	まずお住まいの通学区域の小学校へ すみやかに(できるだけ10月31日までに) ご相談のうえ、必ず希望される小学校へもご相談ください。 ただし、通学区域外の小学校を希望する場合は抽選になることがあります。 「学校選択制希望調査票」につきましては、「◆学校選択制希望」の「2」の番号に○をつけ、「希望校学校名」をご記入のうえ、「◆確認事項」の特別支援学級の該当項目に○をつけてください。
22	質問	特別支援学校(府立支援学校)小学部へ就学を希望している。どのようにすればよいか。
	回答	まずお住まいの通学区域の小学校へ すみやかに(できるだけ10月31日までに) ご相談ください。 お住まいの通学区域の小学校が窓口となって、特別支援学校(府立支援学校)の学校見学、教育相談の依頼を行います。 「学校選択制希望調査票」につきましては、「◆学校選択制希望」の「2」の番号に○をつけ、36ページを参考に「希望校学校名」をご記入のうえ、「◆確認事項」の「・下記の学校へ就学する予定(希望)のある方は、該当する数字に○をつけてください。」の「1」に○をつけてください。

通学区域の小学校へお問い合わせください。